

島根県知事 丸山 達也 様

島根県情報公開審査会
会長 永松 正 則

個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う情報公開制度及び
公文書管理制度における対応について（答申）

島根県情報公開条例（平成12年12月26日島根県条例第52号）第22条第1項第2号及び第5号の規定に基づいて、島根県知事より令和4年6月28日付け総第813号で諮問のあった標記事案について下記のとおり答申します。

記

1 諮問事項について

（1）公文書公開請求及び特定歴史公文書等の利用請求の決定期限について

島根県情報公開条例等における公文書公開請求等の決定の期限を30日（延長を含め60日）とすることは、権利利益が多種多様化している昨今の状況や、配慮すべき個人に関する情報等が含まれ、慎重に判断すべき公開請求事案が増えているという県からの説明をふまえると、不合理とまでは言えないため、結論として容認する。

ただし、下記2のとおり付言する。

（2）島根県情報公開条例の規定の整理（非公開情報の整理）について

個人情報の保護に関する法律第109条に基づき新たに行政機関等匿名加工情報に関する提案募集の制度が導入されることとなり、民間事業者は、その利用にかかる手数料を納めることとされている。県が作成した行政機関等匿名加工情報及びその作成に用いた個人情報から削除した記述等（以下、「行政機関等匿名加工情報等」という。）が記録された公文書の情報公開については、公文書公開請求を通じて、何人も行政機関等匿名加工情報に利用にかかる手数料の額より低廉な費用で入手できるとすれば、公平性の観点から当該制度について特別な手数料規定を設けた趣旨及び行政機関等匿名加工情報の慎重な取扱を求める制度の趣旨が損なわれるおそれがある。したがって、情報公開条例において、行政機関等匿名加工情報等を新たな非公開情報とする規定を設けるとともに、公開対象から除外することは、適当である。

2 付言

今回の答申に至るまでの審議に当たり、公開(利用)決定の期限の諮問については、上記1(1)のとおり、権利利益が多種多様化している昨今の状況や、配慮すべき個人に関する情報等を含む複雑な案件が増えているという県からの説明をふまえると、行政機関情報公開法等における決定期限が30日となっていることに照らしても、不合理とまでは言えないといった意見や、個人の権利利益を尊重するため、公開・非公開の可否について慎重に判断すべき請求事案があることも理解できるとする意見がある一方、早期の公開(利用)決定が求められる事例も多いのではないかと意見や、請求者への早期公開の実現の観点から、決定期限を30日(延長を含め60日)とすることに慎重な対応を望む意見があったところである。

こうしたさまざまな意見があったことを踏まえ、公開(利用)決定の期限を30日(延長を含め60日)とすることについて、結論としては容認するが、特に以下の事項について留意すべきことを付言する。

1. 公開(利用)決定までの期限は、公開(利用)するに当たって、慎重に判断すべき請求事案を念頭にしている趣旨に照らして決定を行うこと。
2. 県民に対して本制度が適正に運用されていることが分かるよう、公開(利用)決定にかかった期間等について、定期的に情報提供していくこと。

(参考)

島根県情報公開審査会委員名簿

氏名	現職	備考
永松 正則	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長、第2部会長
清原 和之	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長代理、第1部会長
永野 茜	弁護士	第1部会
福間 恭子	行政書士	第1部会
マユーあき	公立大学法人島根県立大学人間文化学部教授	第2部会
和久本 光	弁護士	第2部会